

葉山町住宅リフォーム資金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図るため、町内業者により住宅のリフォームを行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 住宅のうち、専ら居住の用に供する部分(以下「住宅部分」という。)及び店舗、事務所その他の住宅部分以外のもの(以下「非住宅部分」という。)があるものをいう。
- (3) リフォーム 住宅(併用住宅の場合は、住宅部分に限る。)の機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上のために行う住宅の補修、改善又は設備改善工事をいう。
- (4) 町内業者 町内に事業所を有する民間業者で、リフォームを行うものをいう。
- (5) 補助対象住宅等 リフォームを行った住宅、併用住宅の住宅部分及びリフォーム実施箇所等をいう。

(対象リフォーム)

第3条 補助の対象となるリフォームは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅又は併用住宅に対するリフォームであること。
- (2) 町内業者が施工するリフォームであること。
- (3) リフォームに要する費用(併用住宅で、住宅部分と非住宅部分を併せた工事を行うものにあつては、当該工事に要した費用の額に当該工事を行った面積のうちに住宅部分の占める割合を乗じて得た額)が20万円(消費税及び地方消費税の額を除く。)以上であること。
- (4) 同一部分の工事に対し、町が実施する他の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。
- (5) 補助金を申請した年度内に完了するリフォームであること。
- (6) リフォームの実施にあたり、関係する法令(条例等を含む。以下同じ)に違反していないこと。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォームを行う住宅の所有者又は居住者であること。
- (2) 町税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料及び汚水処理施設使用料を滞納していないこと。

(補助)

第5条 町長は、第4条に規定する対象者が第3条に規定する対象リフォームを行ったときは、5万円を補助するものとする。

- 2 前項の規定による補助は、住宅1棟につき1回とする。ただし、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する住宅（以下「区分所有住宅」という。）にあっては専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）1戸につき1回とする。
- 3 前項の規定は、当該住宅の所有者（区分所有住宅については、区分所有者）が変更されたときは適用しない。

(暴力団等の排除)

第6条 第3条の規定にかかわらず、葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「排除対象者」という。）が行うリフォームに対しては、補助金を交付しないものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を受けようとする者又は交付を受けた者が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して照会を行うことができる。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、リフォームの着工前に住宅リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) リフォームに要する費用に係る見積書の写し
- (2) リフォーム予定の現場写真
- (3) その他町長が必要であると認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、住宅リフォーム資金補助金交付・却下決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は中止の届出)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、リフォームの内容を変更し、又は中止しようとするときは、住宅リフォーム内容変更・中止届出書（様式第3号）により、届け出なければならない。

（工事完了報告等）

第10条 補助対象者は、リフォームが完了した日から14日以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日（その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに、住宅リフォーム完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告し、当該リフォームの完了検査を受けなければならない。

- （1） リフォームに要した費用に係る領収書の写しその他これに類するもの
- （2） リフォーム完了後の現場写真
- （3） 建築確認等申請が必要なリフォームにあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し、その他関係する法令により完了したことを証する書類の写し
- （4） 住宅リフォーム資金補助金請求書（様式第5号）
- （5） その他町長が必要であると認める書類

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅リフォーム資金補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 第3条に規定するリフォームを行わなくなったとき。
- （2） 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （3） 補助金の交付決定に付した条件その他関係する法令に違反したとき。
- （4） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （5） 排除対象者に該当するとき。
- （6） 申請があつた年度の末日（その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに、工事完了報告を行わなかったとき。

（財産処分の届出）

第14条 補助対象者は補助対象住宅等を補助金交付決定日から10年以内に居住用ではない建物に用途変更又は売却、譲渡、取壊し若しくは廃棄をしたときは、速やかに、その旨を住宅等変更届出書（様式第7号）により町長に届け出なければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、第 13 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は前条の規定により住宅等変更届出書を受領した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定により補助金の返還命令をするとき、住宅リフォーム資金補助金返還命令書(様式第 8 号)により行うものとする。

3 町長は、第 1 項の規定にかかわらず、災害等による滅失その他やむを得ない事情があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(報告及び調査)

第 16 条 町長が必要と認める場合は、補助対象住宅の実地調査を行うことができる。

2 町長は、補助金を交付した日から 10 年の間、補助対象者に対し、当該事業に関する必要な事項について報告を求め、指示をすることができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 葉山町住宅リフォーム資金補助金交付要綱(平成 21 年 5 月 1 日)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に葉山町住宅リフォーム資金補助金交付要綱(平成 21 年 5 月 1 日)に基づき補助金の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 この要綱の失効前に第 8 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者に対する補助金の交付の取扱いについては、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。